



愛知県教育委員会教育長 殿

令和4年11月29日

氏名 安田慶二郎

住所 [REDACTED]

[REDACTED]

学校等における感染症対策としてのマスク着用が任意であることを周知する請願

請願の趣旨

令和2年6月の学校再開から現在に至るまで、新型コロナ対策として愛知県内の学校等で推奨されているマスクの着用が任意であることを、児童生徒及び保護者への周知を求める。

以下、請願の原因

1 現在の新型コロナウイルス感染症の状況

(1)新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)をみると、新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)と定義されています。(感染症法6条7項3号)

(2)財務省財政制度分科会の配付資料では、新型コロナの重症化率等の推移として、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとを比較したデータが掲載されており、現在の新型コロナは、資料3のとおり季節性インフルエンザに比べ罹った場合に重症化する可能性は低いものであることがわかります。このことから、現在”コロナ”と呼ばれている感染症は、上記下線部の定義には当てはまらないこととなります。

2 学校等におけるコロナ対策

(1)新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)では、国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない(特措法5条)とし、感染症対策を実施する場合においても、守られるべき人権があるとされています。もっとも、現在の新型コロナの重症化率をみれば、感染症法、特措法ともにその要件を満たさないものであって、感

染症対策として必要以上のことを行うことは不適当であるといえるものでしょう。

(2) 学校等における必要な感染症対策とは、「手洗い・うがい・換気等」が考えられ、一律にマスクの着用を求めるることは、適切な感染症対策とはいえないものであると考えます。また、現在は、教育活動の実施等に関するガイドライン改訂に伴い、緩和されている学校もありますが、いわゆる「黙食」などというのは児童に対する人権侵害ともいえるものであり、特措法5条の規定に反した指導だと考えます。

3 愛知県教育委員会の責務

感染症法3条では、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供等が国及び地方公共団体の責務として書かれています。資料1の別添には、「なお、周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。」(資料2も同様)と書かれており、その書かれている意味を踏まえた上で、マスクの着用を児童生徒、保護者に呼びかけているとはいえないのではないでしょか。教育委員会、学校等とともにマスクの着用に関しては推奨にとどまるものですが、児童、保護者の中にはそれが学校等でのルールであり、きまりであると錯誤している人が多くおられるように見受けられます。実際に、マスクを着用していないと先生に怒られると思っている児童生徒や、正しくマスクを着用できていない状態、いわゆる鼻出しマスクや顎マスクだと先生に注意されたという声を聞いたこともあります。児童生徒に対してそのような対応をする教員が少なからず存在すれば、マスク着用が義務だと捉える児童生徒や保護者はいることでしょう。また、子ども同士で注意をすることもあるようですが、そういったことがないように指導することも、教育委員会、学校等の努めだと考えます。資料3のとおり、現在の新型コロナの状況をみれば、児童生徒、保護者に対して一律にマスクの着用を呼びかけることは不適切であることからも、学校等においては、マスクの着用は任意であることを明確に、且つ丁寧に児童生徒、保護者に周知することが、行政委員会としての責務であると考えます。

以上

参考資料

1. マスク着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和4年10月19日事務連絡
2. 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 25頁
令和3年11月19日(令和4年5月23日変更)
3. 財務省 財政制度分科会(令和4年11月7日開催)配付資料
新型コロナの重症化率等の推移